岩見沢税務署から

岩見沢税務署では、**令和２年分所得税**に係る確定申告の受付及び相談を、２月16日㈫から行います。

また、**贈与税**及び**消費税・地方消費税（個人事業者）**の確定申告も行っています。

●申告・相談会場及び相談日

【会　場】岩見沢税務署（岩見沢市２条東４丁目５番地の１）

【日　程】
所得税　２月16日㈫～３月15日㈪
贈与税　２月１日㈪～３月15日㈪
消費税・地方消費税　３月31日㈬まで
（土・日・祝日を除く）

【時　間】９時～16時

●申告・相談に係るお願い

◎新型コロナウイルス感染防止のため、税務署の確定申告会場への入場は、**入場整理券**が必要となります。

入場整理券は、次の①、②いずれかの**方法**で発行します。

① **当日税務署で発行する**
② **国税庁のＬＩＮＥ公式アカウントから事前発行する**

◎申告・相談会場にお越しの際は、印鑑、前年の申告書控え、確定申告に必要な書類などを忘れずにご持参ください。

●納期限・振替日

【所得税】３月15日㈪
（振替日…４月19日㈪）

【贈与税】３月15日㈪

【消費税・地方消費税】３月31日㈬
（振替日…４月23日㈮）

◎納税は便利で確実な「振替納税」をご利用ください。

●閉庁日対応税務署

平日以外でも次の日程により申告・相談の受付を行います。

【日　程】２月21日㈰・28日㈰

【対応税務署】札幌北・札幌南・札幌西・札幌東の各税務署

●申告書を作成するときは

確定申告書は、「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」などを参考にご自分で作成し、早めに提出してください。

なお、確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から、自宅で簡単に作成することができます。

作成した確定申告書は、印刷して郵送などで提出できるので、税務署に出かける必要がなく、大変便利です。

確定申告書の作成には、自動計算で簡単・便利な「確定申告書等作成コーナー」を、ぜひご利用ください。

●「ｅ-Ｔａｘ」をご利用ください

確定申告の際には、インターネットでご自宅などから簡単に申告できる「ｅ-Ｔａｘ」をご利用ください。

ご利用に関する手続き、準備など詳しくは、ホームページをご覧ください。

※「ｅ-Ｔａｘ」ホームページ
https://www.e-tax.nta.go.jp/

【問合先】岩見沢税務署
（☎代表０１２６-２２-０８１０）

重要　**「医療費控除」**の変更点について（平成29年分より）

▼提出書類の簡略化

◎「医療費の領収書」の提出または提示が不要となるかわりに「医療費控除の明細書」の提出が必要となりました。

・「医療費の領収書」は５年間自宅などで保管する必要があります。（税務署から求められたときは、提出または提示しなければなりません）
・所定の事項が記載された「医療費通知」（医療費のお知らせなど）を提出する場合は明細書の記載や領収書の保管を省略することができます。
・医療費控除の明細書には、医療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに医療費を合計して記載する必要があります。

※詳細については国税庁のホームページをご覧ください。
https://www.nta.go.jp/

役場税務係から

役場税務係でも、**所得税**の確定申告受付・相談会場を開設します。

２つ以上の事業所から給与収入のある方、医療費控除や住宅ローン控除の適用（２年目以降）を受ける方など、次の点に留意のうえ、ご利用ください。

●申告・相談会場及び相談日

【会　場】役場３階会議室

【日　程】２月16日㈫～３月15日㈪
（土・日・祝日を除く）

【時　間】９時～16時
※12時～13時も受付けできます。

●申告・相談に係るお願い

◎受付開始直後と期限間近の数日間は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されますので、ご了承ください。

◎次の申告については、岩見沢税務署にご相談ください。なお、ご相談の必要がなく、全て記入済みの申告書を提出される場合は、内容を問わずお預かりし、岩見沢税務署へ引き継ぎます。

・青色申告決算書を作成されていない申告、収支内訳書が作成されていない事業所得及び不動産所得の申告
・土地、建物、株式などの売却による譲渡所得、先物取引に係る雑所得などの分離課税を含む申告
・初めて住宅ローン控除を受けられる方の申告（住宅改修、増改築を含む）
・山林所得、利子所得、配当所得（非上場株式のみ対応）の申告

●所得がない方の申告は？

◎個人住民税においては、所得がない方も申告が必要です。

※申告がない方は、所得状況が把握できないため、税関係証明書の発行ができず、また、その他の行政サービスでも支障が発生する場合があります。

（所得状況に応じた、保険料の軽減が受けられません。）

●申告の際の留意点

◎持参していただく必要書類などの確認をお願いします。

▼本人確認書類

・例１　マイナンバーカード
・例２　通知カードと運転免許証などの身分証明書

▼給与・年金など源泉徴収票の原本

▼生命・地震・国民年金など各種保険料の控除証明書

▼還付金振込口座がわかるもの

など

◎還付金は口座振込となりますので、必ず申告者本人名義の口座を用意してください。

◎役場で確定申告をした場合、最終的には税務署で内容を審査します。申告内容に誤りや疑義があれば、税務署から直接申告者本人への調査が行われます。結果によっては、更正される場合もあり、その際は過少申告加算税がかかります。

●年金所得者へお知らせ

年金収入額が４００万円以下の方は確定申告の提出をしなくてもよいと平成23年分の所得税確定申告から改正されていますが、**申告を行わないと適用されない所得控除があります。**（納付書で支払った社会保険料、医療費控除など）

所得税還付を受ける場合などは、これまでどおりに申告の手続きを行う必要がありますのでご留意ください。

【問合先】
役場税務係（☎76-８０１１）

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入について

確定申告書を提出する時は以下の書類が必要です

マイナンバー（12桁）の記載

申告書には、マイナンバー（個人番号）を記載する欄を設けており、申告者ご本人や控除対象配偶者、扶養親族及び専業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。

＋

本人確認書類の提示または写しの添付

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者ご本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

※控除対象者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要です。

○本人確認書類の例　①マイナンバーカード　②通知カード＋運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

マイナンバーカードを利用して、ご自宅などのパソコンからe-Taxで送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません。税務署または役場で確定申告をする場合は、本人確認書類の「提示」で差し支えありません。